公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和８年３月４日

収支等命令者
佐賀県立金立特別支援学校長　河野　健治

1　競争入札に付する事項

（1）委託業務名　令和８年度スクールバス運行業務委託
（2）契約内容　スクールバス運行に係る１日当たりの単価契約
（3）契約期間　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで
（4）運行区間　佐賀県立金立特別支援学校～諸富文化体育館
（5）運行見込日数　令和８年４月６日から令和９年３月 24 日までのうち、197 日程度（詳細は、別添年間運行予定表による）
（6）内容の詳細　スクールバス運行業務委託仕様書による

2　入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

ただし、以下の（５）の条件を満たしている者の所有する車両を使用する場合においては、（５）の入札参加資格を有しているものとみなします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（３）開札の日の 6 ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
（４）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
（５）県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が 50％以上の者又は県内従業員数 50 人以上の者、誘致企業）であること。
（６）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第 1 項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者。
（７）公益社団法人日本バス協会貸切バス事業者安全性評価認定制度において認定を受けていること。
（８）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２

条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）」に関係書類を添付のうえ、令和８年３月 11 日（水）午後 4 時までに下記の担当に持参又は郵送（令和８年３月 11 日（水）午後 4 時までに担当へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※　担当

郵便番号　849-0906　佐賀市金立町大字金立 2339-2

佐賀県立金立特別支援学校　事務室

電話 0952-98-1135

４　入札参加資格の確認

３で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和８年３月 17 日（火）までに通知します

５　入札者の資格喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することになったときは、入札者の資格を失うものとする。

（１）　入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は、民事再生手続開始の申し立てがなされたとき。

（２）　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

（３）本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

６　入札書の提出場所等

（１）　契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

３の担当に同じ

（２） 入札関係書類の交付方法

令和８年３月４日（水）から令和８年３月 11 日（水）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間(初日については午前 10 時から午後 4 時)、上記（１）において交付します。

また、佐賀県ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）からも入手できます。

（３） 入札説明会

実施しません。ただし、現場確認等必要な場合は担当へご連絡ください。

（４） 入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　　令和８年３月 23 日（月）　午前 10 時

イ　場所　　郵便番号 849-0906　佐賀市金立町大字金立 2339-2

佐賀県立金立特別支援学校　大会議室

ウ　入札者の直接持参による入札

（５） 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち会わせて行います。

７　その他

（１） 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

（ア）入札書の提出期限までに、見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

（イ）入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(a) 国債又は地方債：額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(b) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(c) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る）：券面金額

(d) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形：券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日

以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

（e）銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権：債権証書に記載された金額

（f）銀行又は確実と認められる金融機関の保証：その保証する金額

（ウ）次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除される。

（a）県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

（b）国又は地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 契約保証金

（ア）契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

（イ）契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記（イ）の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

（ウ）次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される。

（a）県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

（b）上記（ウ）の（b）に該当する場合

（２） 入札書及び委任状

ア 入札書に記載する入札金額は、スクールバス運行に係る 1 日当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない）を記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

（３） 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 一人で二以上の入札をした者

ク 代理人でその資格のない者

ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４） 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負

担とします。

ア　入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

ウ　令和８年２月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

（５）　落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。

ウ　第一回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第一回目を含め２回を限度）を行います。

（６）　安全装置装備

ア　送迎バスには、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備してください。

イ　やむを得ず、令和８年度の運行開始時に装備が間に合わない場合は、経過措置として国が認める代替措置を講じてください。（例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。など）

ウ　県が所有する安全装置の貸与を受けて装備することも可能です。貸与については、運行事業者と学校で別途貸与契約を締結します。但し、装置の設置及び取外しに係る費用は運行事業者が負担するものとします。

（７）　契約書作成の要否　　要

（８）　提出された書類は返却しません。

（９）　詳細は、スクールバス運行業務委託仕様書を参照してください。

(10) 問合せ先

佐賀県立金立特別支援学校　事務室　　電話　0952-98-1135